

● 子ども・若者計画に関する取組

● こどもの貧困の解消に向けた対策の計画に関する取組

● ひとり親家庭等自立促進計画に関する取組

※「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「行動計画」は全事業を包含するものとして位置づけ

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（令和8年度から実施）

● ●

【基本情報】

- ・保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業※等に通っていない生後6か月から満3歳未満の児童が、月10時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園事業（令和8年度から国の給付制度となる）
- ※令和8・9年度は経過措置期間のため、月3時間でも可

【必要量(量の見込み)及び提供量(確保方策)】

(単位:人日)

乳児等通園支援事業	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①必要定員数			20	20	64	62
②確保方策			149	149	149	149
過不足(量)(②-①)			129	129	85	87

確保方策

- ・一時預かり事業や私立幼稚園で実施しているプレ保育等と調整しながら、保育士確保状況や待機児童の状況に応じて定員を確保します。

【必要量(量の見込み)の算出方法】

①1か月あたりの必要受入時間数を、以下のとおり算出

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
必要受入時間数			3,498	3,437	11,285	11,058

②国の示す指針に基づき、1か月当たり必要受入時間数を定員1人1か月当たりの受入可能時間数(8時間/日×22日/月)で除して、年齢ごとに算出